

第1回都区財政調整協議会 次第

1 開催期間

令和8年4月17日（金）から 令和8年5月7日（木）まで 書面開催

2 議題

・議題1

「都区財政調整協議会委員の指名について」

・議題2

「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する
条例（案）について」

3 資料

・資料1

「都区財政調整協議会委員の指名について」

・資料2

「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する
条例（案）について」

・参考資料

「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する
条例（案）」

「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する
条例（案）新旧対照表（抄）」

「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する
条例（案）の概要」

令和 8 年 5 月 7 日

特別区副区長会
会長 寺田 好孝

都区財政調整協議会委員の指名について〈区〉

都区財政調整協議会設置要綱第 3 第 3 号の規定に基づき、
特別区長会事務局長、入澤幸を都区財政調整協議会の区側委員として指名したいので提案する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を
改正する条例（案）について〈都〉

令和8年5月7日

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正等に伴い、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例を改正する必要があるため、別紙「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について」のとおり提案する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

一 改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正等に伴い、規定の整備を行う。

二 改正の内容

地方税法の改正等に伴い、基準財政収入額の算定方法を改める。その他所要の規定整備を行う。

（昭和四十三年東京都条例第十五号）

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

第 号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年 月 日

提出者

東京都知事

小池百合子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、同法第百三条」を「並びに同法第百三条」に改め、「並びに同法第百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）」を削り、同条第二項の表中

「二 軽自動車税	
1 環境性能割	2 種別割
前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
を	
「二 軽自動車税	
前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額	

に改め、同表中十の項を削り、十一の項から十四の項までを十の項から十三の項までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和八年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

(経過措置)

2 新条例第十二条第二項の規定の適用については、令和八年度に限り、同項の表中

「
二 軽自動車税

前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

とあるのは、

二 軽自動車税	東京都規則で定めるところにより算定した額
二の二 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割	東京都規則で定めるところにより算定した額

とする。

3 新条例第十二条第二項の規定の適用については、令和九年度及び令和十年年度の各年度に限り、同項の表二の項中「前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額」とあるのは、「東京都規則で定めるところにより算定した額」とする。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（令和八年東京都条例第〇号）新旧対照表
 （抄）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。（経過措置）</p> <p>2 新条例第十二条第二項の規定の適用については、令和八年度に限り、同項の表中「</p> <p>二 軽自動車税</p> <p>「とあるのは、「</p> <p>二 軽自動車税</p> <p>二の二 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割</p> <p>」とする。</p> <p>3 新条例第十二条第二項の規定の適用については、令和九年度及び令和十年年度の各年度に限り、同項の表二の項中「前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額」とあるのは、「東京都規則で定めるところにより算定した税額」とする。</p>	<p>（新設）</p>

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
<p>2 （現行のとおり）</p> <p>収入の項目</p> <p>収入見込額の算定の基礎</p>	<p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （基準財政収入額の算定方法）</p> <p>第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十一条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十一条の六十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、並びに同法第一百三十三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）</p> <p>の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額を加算した額とする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>収入の項目</p> <p>収入見込額の算定の基礎</p>	<p>第一条から第十一条まで（略） （基準財政収入額の算定方法）</p> <p>第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十一条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十一条の六十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、並びに同法第一百三十三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性割に係る交付金（以下「環境性割交付金」という。）の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額を加算した額とする。</p>

<p>一 (現行のとおり)</p> <p>二 軽自動車税</p> <p>三から九まで (現行のとおり)</p> <p>(削る)</p> <p>十 地方揮発油譲与税</p> <p>十一 自動車重量譲与税</p> <p>十二 航空機燃料譲与税</p> <p>十三 森林環境譲与税</p>	<p>前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額</p> <p>(削る)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p>
---	---

第十三条から第十八条まで
別表 (現行のとおり)

(現行のとおり)

<p>一 (略)</p> <p>二 軽自動車税</p> <p>1 環境性能割</p> <p>2 種別割</p> <p>三から九まで (略)</p> <p>十 環境性能割交付金</p> <p>十一 地方揮発油譲与税</p> <p>十二 自動車重量譲与税</p> <p>十三 航空機燃料譲与税</p> <p>十四 森林環境譲与税</p>	<p>前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額</p> <p>前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額</p> <p>前三年度に交付された交付金の額</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---

第十三条から第十八条まで
別表 (略)

(略)

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

2 法改正等の概要

(1) 地方税法

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）により、地方税法第 442 条が改正され、軽自動車税の環境性能割に関する規定が削除され、軽自動車税の種別割を「軽自動車税」とする名称変更が行われた。また、軽自動車税に関する経過措置として、改正法附則第 15 条により所要の措置が講じられた。

(2) 地方自治法施行令

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第八十四号）により、地方自治法施行令第 210 条の 12 が改正され、環境性能割交付金に関する規定が削除された。

(3) 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

3 条例の改正点

(1) 第 12 条の改正（基準財政収入額の算定方法）

- 2 (1) に伴い、第 12 条第 2 項の表中 2 の 1、軽自動車税の環境性能割に係る規定を削除する。
- 2 (1) に伴い、第 12 条第 2 項の表中 2 の 2、軽自動車税の種別割を「軽自動車税」とする名称変更を行う。
- 2 (2) に伴い、第 12 条第 1 項及び同条第 2 項の表中 10、環境性能割交付金に係る規定を削除し、同条第 2 項表中、現行の 11 の項から 14 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(2) 附則の追加（経過措置）

- 軽自動車税の環境性能割について、令和 8 年度に限り、基準財政収入額の算定項目とし、収入見込額の算定の基礎を「東京都規則で定めるところにより算定した額」とする附則を規定する。
- 軽自動車税について、令和 8 年度から令和 10 年度までの各年度に限り、収入見込額の算定の基礎を「東京都規則で定めるところにより算定した額」とする附則を規定する。

4 条例の施行日等

公布の日から施行する。

改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の規定は、令和 8 年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。